

— 大切なあなたの一票を忘れずに！ —

第50回衆議院議員総選挙及び 第26回最高裁判所裁判官国民審査

投票日 10月27日(日) 投票時間 午前7時～午後8時

衆議院議員総選挙は、10月15日に公示され、10月27日に投票が行われます。選挙は私たちが政治に参加する大切な機会です。国政を託す貴重な一票を、忘れずに投票しましょう。

投票のできる人

- 日本国民であること。
 - 満18歳以上であること。
(平成18年10月28日までに生まれた人)
 - 引き続き3か月以上、下諏訪町の区域内に住所があること。
(令和6年7月14日までに転入届をした人)
- ※令和6年7月15日以降に転入された方は、転入前の市区町村へ行き投票を行うか、または、転入前の市区町村の選挙管理委員会へ投票用紙を請求し、下諏訪町で不在者投票を行ってください。



投票するとき

投票時間は、午前7時から午後8時までです。入場券に記載された投票所へ、入場券をもってお出かけしてください。万一、入場券を紛失されても投票できます。また、各投票所では、投票に来られた方が安心して投票していただけるよう、係員が対応いたしますので、何かご不明なことがあればお申し出ください。

期日前投票

- 投票日の当日、次の事由に該当すると見込まれる場合は、期日前投票ができます。
- 期日前投票のできる事由
 - ・仕事や冠婚葬祭などの予定がある場合
 - ・旅行や用事などで出かける場合
 - ・病気や出産、身体の障害などのために歩行が困難な場合
 - 期日前投票の期間、場所
 - ・期間：10月16日(水)～10月26日(土)
 - ・時間：午前8時30分～午後8時
 - ・場所：下諏訪総合文化センター1階 ロビー
 - 期日前投票の方法
- 入場券裏面の宣誓書を記入し、期日前投票所に持参の上、係員の指示に従って投票してください。
(印鑑は不要です)
- ※入場券が届いていない場合でも、選挙権が確認できる場合は投票できます。

不在者投票

- 仕事や用務などで町外に滞在中の場合、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。また、都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院または入所中の人は、施設内で不在者投票ができます。投票用紙等は、請求書に必要事項を記入のうえ、選挙管理委員会に請求してください。
- 郵便等による不在者投票
- 身体に一定の障害のある人や要介護状態区分が要介護5の人は、郵便等による不在者投票ができます。詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

10月27日は 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票日です

○町内の投票所

投票区	投票所となる施設	対象地区
第1投票区	子育てふれあいセンター	第2区
第2投票区	第四区公会所	第3区（大社通、菅野町、上馬場） 第4区（武居南、武居北、上久保、久保海道）
第3投票区	明新館	第1区（東町上、東町中、東町下、仲町、大門、田中町）
第4投票区	さくら保育園	第1区（矢木町、桜町、緑町） 第3区（春日町、矢木東、矢木西）
第5投票区	青雲館	第3区（友之町、中央通、平沢町、花咲町、中汐町、広瀬町、富士見町）
第6投票区	西弥生町公会所	第3区（東弥生町、西弥生町、栄町、曙町、魁町）
第7投票区	下諏訪総合文化センター	第3区（東鷹野町、西鷹野町、清水町、東赤砂、西赤砂）
第8投票区	四王公会所	第3区（東四王、北四王、西四王、南四王） 第4区（湖畔町南、湖畔町北）
第9投票区	富部地区公民館	第10区
第10投票区	高木公民館	第5区
第11投票区	萩倉地区公民館	第6区
第12投票区	東山田公民館	第7区
第13投票区	社東町公民館	第8区
第14投票区	星が丘公会所	第9区

入場券はがきについて

投票所入場券は、世帯ごととはがきにして郵送しておりますので、ご自身の入場券を、切り取り線から切り離して投票所へお持ちください。

下諏訪町選挙管理委員会
電話 0266-27-1111 内線 725・755